

# よいた

町だより 長川上文平

No.108

6月号

昭和50年6月10日 ■発行／与板町（代表者与板町長川上文平） ■編集 与板町だより編集委員会



とじて保存して下さい

## ウーン、こっちのが元気よさそうだナー

夜店……一種独特的の雰囲気をもっています。  
ことしも別院のお取越しが近づいてきました。仏さまへのお参りはさておいても、楽しみはなんといっても、夜店まわりでしょう。  
金魚・植木・おもちゃ・たべもの・動物……とにかく老若男女のだれもが楽しくなってしまいます。  
でも、その楽しみの陰にちょっとしたゆだんからとりかえしのつかない災害がまちかまえています。  
くれぐれもお出かけの際はご注意を!!

人口の動き	
5月31日現在	
( )は4月末との比較	
人口	7,810人 (+7人)
男	3,791人 (+1人)
女	4,019人 (+6人)
世帯	1,785 (+2)
出生	14人
転入	19人
死亡	2人
転出	24人

おもな内容は

食中毒を防ごう	2
消防器販売に御注意を	3
長谷川久雄さん表彰	2
町税納入率	2
百パーセントに	3
ポストコーナー	4
心配ごと相談所	5
戸籍の届出は	5
保健衛生だより	4
おしゃらせ	6

よいた町だより 50. 6. 10発行

## 保健衛生だより

- |          |                    |
|----------|--------------------|
| 6月18日    | 13時30分から15時        |
| 乳児検診     | 母子センター             |
| 7月8日     | 13時30分から15時        |
| 母親学級（後期） | 母子センター             |
| 7月9日     | 13時30分から14時30分     |
| 日本脳炎     | 母子センター<br>申込者に個人通知 |
| 7月10日    | 13時30分から14時30分     |
| 日本脳炎     | 母子センター<br>申込者に個人通知 |
| 7月16日    | 13時30分から15時        |
| 一般健康相談   | 母子センター             |

は既に報道によりご存知のこと  
ところですが、これら困窮の人々を救援するための募金を、与板町日赤奉仕団のご協力で実施いたしました。高配により十万円の募金が寄せられました。

アメシロ退治に  
御協力を!  
家の回りの樹木に、白い糸のかたまりと表皮だけ残した葉のある枝はありますか。それはアメシロの巣です。巣のついでいる枝葉をみつけたら、すぐに切り取り取り

インドシナ救援金のお礼



早速日赤県支部を通じて現地へ救援いたしました。皆さんのご協力に対しても厚くお礼申し上げると共にご報告いたします。

児童手当の現況届を!  
現在児童手当を受けている方は、児童手当法の規定により毎年六月三十日までに、前年の所得状況お出し下さい。規定期間内に届出書を往民課児童福祉係へ提出して下さい。



焼くか踏みつぶして下さい。この巣取りがアメシロ退治に最も効果があり、発生をからご協力を願います。薬剤防除は町内委員長さんを通して役場産業課へ申込み下さい。

[6]

—よいた町だより 50. 6. 10発行—



## 水位観測の功績で表彰される

三  
広野

の豪雨、その他出水時には仮眠のひまもなく水位観測に没頭された功績により表彰されたものです。

収に参りますのでその節  
はよろしく。  
(と逃げるように行く)  
× × × × ×  
そして、その後被害者が  
どうもおかしいと思ひ消防  
本部へ問い合わせの電話をし  
連絡を受けた職員が被害者  
宅及び周辺を捜してみるが  
もういない。せめて車のナ  
ンバーはとたずねてみても  
そこまでは……ということ  
になつてしまいました。

◎見ず知らずの業者が強制的に売り込みに来たら、絶対に代金は支払わないということが大切です。

プ・地域グループ活動等)の推進のために、グループ作りや、グループ運営についての指導者の養成を目的に、研修会が石川県羽咋市国立能登青年の家(七月二十五日～七月二十七日)で開催されます。

**悪質消防器販売者に**

これまでにも広報紙、回覧板などで皆さんにお知らせし、注意を喚起してまいりましたが、最近また町内各所にこの悪質販売者が入りこみ、ことだくみに高額（市価の三倍）の消火器を売りつけ、被害を受けられた方がでています。

町では、春の火災予防週間中を通じ、安くて効力のある優良消火器のあつせんと、その使用、取扱い指導をいたしましたが、それだけにこのたびの被害には残念でなりません。一度とこういう被害を受けないために次のことご留意ください。

●悪質販売者の売りこみの手口  
被害を受けられた方のお話を総合いたしますと、売りこみの手口は次のようない内容です。(例)

(文中A、Bは悪質販売者  
被は被害者)

A「ごめん下さい」  
B「はい」

「私は消防署の認可を受けている○○消火器会社の者ですが、お宅に消火器はありますか」

「はい、ありますよ」  
「ちょっと見せてください

<b>A</b>	<b>被</b>	<b>A</b>
（と適正な消火器を出す）		「はい、これですが」
「あつ、この消火器はも うダメです。〇年〇月に 法律が改正され、こうい う消火器は使ってはなら ないことになっています し、持っていると罰金を とられますよ」		「あつ、この消火器はも うダメです。〇年〇月に 法律が改正され、こうい う消火器は使ってはなら ないことになっています し、持っていると罰金を とられますよ」
「いいや、まちがいなくそ うなんです。そのためには われわれが皆さんの家庭 を廻っているんです。ハ イ、これがその証明書で す」	「んなことはきいていません んが」	「いいや、まちがいなくそ うなんです。そのためには われわれが皆さんの家庭 を廻っているんです。ハ イ、これがその証明書で す」
（と証明書のようなもの を見せる）		（と適正な消火器を出す）
「はあ、そうですか」		「はあ、そうですか」
「ううなんですよ。従つ て国の検定を受けた消火 器を購入する」		「ううなんですよ。従つ て国の検定を受けた消火 器を購入する」

**A** 被 「そうですか、それじゃあ、あつ隣の家は買いましたか?」  
「ええ、もちろんですと  
も、今、別の社員が集金  
しております」  
(ここへタイミングよく  
**B** が入ってくる)

**B** 「主任、只今集金して参  
りました」  
(と札束を被害者に見せ  
ながら**A**に報告する)  
「そーせば買いますて、  
法律に触れるのはいやで  
すからねえ。いくらです  
か」  
「一本一組で○○円です」  
(と二万円以上の金額を)

× × × × × ×

① 消防本部は特定の消防器販売業者を認定していませんし、またすることはできません。

② 法律上、一般家庭には消防器の設置義務（どうしても置かなければならないこと）はない。

③ 従つて罰せられることはない。

④ 使える消火器と使えない消火器については、毎年消防本部の職員が皆さんの家庭の防火診断の際に、その都度指摘し、注意と指導を行なつています。

× × × × × ×

そこで、被害を未然に防ぐためには、必ずお気つきのことと存じますが、

6月は「中小企業經營合理化月間」です  
中小企業者が自己をとりまく経済社会環境を正しく見つめ、自己の経営体質を見直して經營合理化の意識を喚起・高揚することと合せて、中小企業の健全な発展・向上を図る目的で実施されます。  
事業として、講演会が開かれます。



バイ菌はをねらっている

### 食中毒をこうして防ごう

（していませんか？）  
・腐ったものさえ食べなければ……？  
・食塩で殺菌すれば……？  
・酢のものは中毒しない……？  
食中毒は「腐った食品を食べたため」と考えられていましたが、食中毒は細菌によるものであり、食塩で洗うと殺菌したような安心感がありますが、塩は洗浄力や殺菌力はまったくありません。  
また、「酢のものは腐りにくい」「酢を使えば安全だ」と思っている方が多いと思います。しかし、それは間違いです。酸は菌の発育をおそくしますので、ある程度防腐効果はあるとしても殺菌力はありません。  
酢の料理が多いシーズンですから、このことをよく心にとめておきましょう。

- 人も物もみんな清潔に保つ
- 調理したものは早くたためる
- 冷却、加熱の温度コントロール



「どんなに科学が発達しても、細菌による食中毒だけはなくならない」といわれています。そして家庭内での発生が全体の $\frac{1}{3}$ と最も多くをしめています。これからが食中毒のシーズン。食中毒の犯人はあなたの身近かにひそんでいるのです。

きるだけ五度以下にしまし  
よう。

フキンは細菌の巣になりやすいので、よく洗って、煮沸消毒し、日光で乾燥して使いましょう。

## 梅雨どきの 交通事故防止

フキンは細菌の巣になりやすいので、よく洗って、煮沸消毒し、日光で乾燥して使いましょう。

タワシも使う前にタワシ自身を洗い、それからマナ板や鍋などを洗うように心がけましょう。

\* \* \* \*

◎台所のパトロールをしては／＼

近代的な台所でも、実は細菌の天国なのです。

こうした細菌をはびこらす主役は誰なのでしょう？ それはあなたなのです。

しかし、細菌がいっぱいだからとビクビクすることはありません。あなたの対策しだいで食品の安全性が確保されるのです。

\* \* \* \*

◎これで食品の 安全運転ができます

**梅雨どきの  
交通事故防止**

いつ晴れるかも知れぬ  
雨空、風も息をとめたか  
と思われるようなムシ暑  
さ……。梅雨どきのじつ  
とりと汗ばむ不快感はた  
まらないものです。

このために、運転者も  
歩行者もイライラしたり  
ボンヤリしたりしがちで  
交通が乱れやすく、事故  
の危険性が非常に高くな  
ります。

みんなで、次のことを  
しつかり守り交通事故を  
防ぎましょう。

**運転する人**

- スピードは常に控え目  
にする。
- 歩行者の動きに注意し  
て慎重な運転をする。

**自 車 車**

- 後部反射器や反射性テ  
ープを完全にする。
- カサさし運転はやめる。
- 下向きやわき見運転は  
しない。
- 後方からの自転車にも  
注意する。

**歩 行 者**

- 前の方がよく見えるよ  
うなカサのさし方をす  
る。
- 道路上での立ち話はや  
る。

**全税目とも  
100%に**

昭和四十九年度の税金は  
会計閉鎖期(五月二十一日)  
現在、収納率は次表の通り

税目	収入金額	収納率
町民個人法	47,727	
固定資産税	36,614	
軽自動車税	11,113	
町消電気税	33,487	
木材引取税	2,428	
特保地税	12,363	100.0%
都市計画税	5,933	
計	32	
国民健康税	385	
	2,819	
	105,174	
	45,080	100.0%

(現年課税分)

**交通事故死ゼロへの要請****「お取越」時に万全を**

今年も別院「お取越」が  
近づいてきました。町内外  
の人出でたいへんなにぎわい  
となりますが、火災や盗難  
予防のため次のことに気  
をつけましょう。



現代生活に

カラー電話機をどうぞ!!

電電公社では、カラフルな電話機(音量調節)を販売しています。(一)

○インテリアにマッチした

お部屋のムードをかえてみませんか。

○グリーン・グレー・ホワイトの三色があります。

一般電話に限ります。

割安になります。

詳しく述べる電話局へお尋ねください。

お付けになると工事費が

移転工事の際、同時に

お付けていただきます。

お問い合わせは、電報電話局

へお尋ねください。

明るい住みよい町にお互

いが気をつけましょう。

おつなぎします  
しあわせな明日へ  
電電公社

与板電報電話局  
TEL 2700(無料)



明治8年に創業 郵便貯金は百歳  
10月には記念行事を

郵便貯金は「貯金思想を普及し、国民の経済生活の安定とその向上に寄与する」ことを目的に、明治8年5月2日に創業し、今年で100年を迎えます。

郵便貯金の現在高は、創業当時全国で1万5,224円だったものが、本年3月末現在では19兆2,113億円(新潟県3,216億円)にもなっています。皆さまからお預りしたお金は、国の財政投融資の重要な資金として生活環境の整備や、福祉施設や、文教施設の拡充など、多面に活用されています。

**▶多彩な記念行事を◀**

創業100年を記念して10月下旬の「郵便貯金週間」を中心に、記念式典など各種行事を予定しています。

**▶記念証書を発行◀**

4月1日から12月末まで「郵便貯金創業100年記念証書」として単葉式証書(定額貯金証書1枚のもの)3種類と、冊子式証書(定期貯金証書が10枚つづりになっているもの)

1種類を発行します。

証書の図柄は、単葉式証書が「創業当時の郵便貯金預所を配した風景」(4月~6月発行)、「明治時代の三等郵便局を配した風景」(7~9月発行)、「開局当時の横浜郵便局と局前風景」(10月~12月発行)。冊子式証書の表紙は、ギリシャの「三人女神像」を配しました。

**▶船シリーズ郵便切手を発行◀**

郵政省は、8月から6回にわたって日本の船を画題とする「船シリーズ切手(2種連刷)」を次のとおり発行する予定です。

第1集	8月30日	遣唐便船・遣明船
第2集	9月	御朱印船・天地丸
第3集	1月	千石船・昌平丸
第4集	3月	大成丸・天洋丸
第5集	未定	浅間丸・畿内丸
第6集	未定	コンテナ船・タンカー

**◎申出期間**

昭和五十年六月二十日迄  
大正十三年四月一日から  
大正十四年三月三十一日  
の間に結婚された方で、  
四月一日現在夫婦ともに  
健在である方です。

**◎対象者**

金婚夫婦に、その長寿と夫婦円満を祝つて、県知事の揮ごうによる色紙が贈呈されることがあります。役場住民申し出ください。

三、家を留守にする時には、互いに協力しあう。

二、戸、窓等の施錠ぐらを確認し、家の周囲についても整理整頓といふ点検を行ない、故障や破損箇所を発見したら、いちど修理改善する。

一、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

1、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

2、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

3、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

4、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

5、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

6、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

7、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

8、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

9、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

10、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

11、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

12、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

13、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

14、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

15、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

16、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

17、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

18、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

19、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

20、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

21、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

22、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

23、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

24、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

25、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

26、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

27、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

28、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

29、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

30、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

31、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

32、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

33、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

34、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

35、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

36、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

37、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

38、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

39、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

40、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

41、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

42、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

43、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

44、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

45、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

46、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

47、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

48、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

49、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

50、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

51、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

52、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

53、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

54、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

55、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

56、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

57、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

58、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

59、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

60、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

61、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

62、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

63、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

64、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

65、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

66、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

67、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

68、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

69、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

70、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

71、火気及び火気使用場所にて火災や盗難予防のため次のことに気をつけましょう。

四月：資料館・公民館を建  
設

八月：集中豪雨に襲われる

昭和四十三年

十一月：舟戸火災が起き、  
十数棟が焼失

昭和四十四年

九月：黒川改修促進大会を  
挙行

別荘の修復できる

昭和四十五年

新都市計画法による区  
域を設定

米生産調整はじまる  
清掃センターごみ焼却  
場が完成

消雪パイプを伏設

昭和四十六年

一月：上水道拡張工事が竣  
工・信濃川から取水  
場が完成

四月：第五回町長選挙執行

川上文平氏が就任

昭和四十七年

五月二十四日：天皇・皇后  
両陛下、当町をご通過

昭和四十八年

三月：吉津橋（現）が竣工

四月：黒川に保育所を開設

十月：与板小学校創立百周  
年を向え記念式典を挙行

昭和四十九年

三月：与板高校定時制が閉  
校に

六月：組合立の無憂苑斎場  
が完成

六月：小学校の新校舎が竣  
工

十一月：てまり荘が完成

昭和五十年

三月：旧小学校を役場庁舎  
に改築・移転

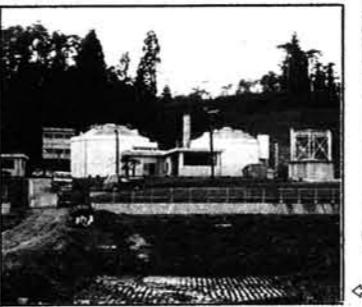
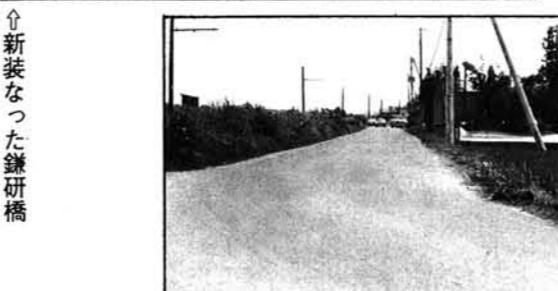
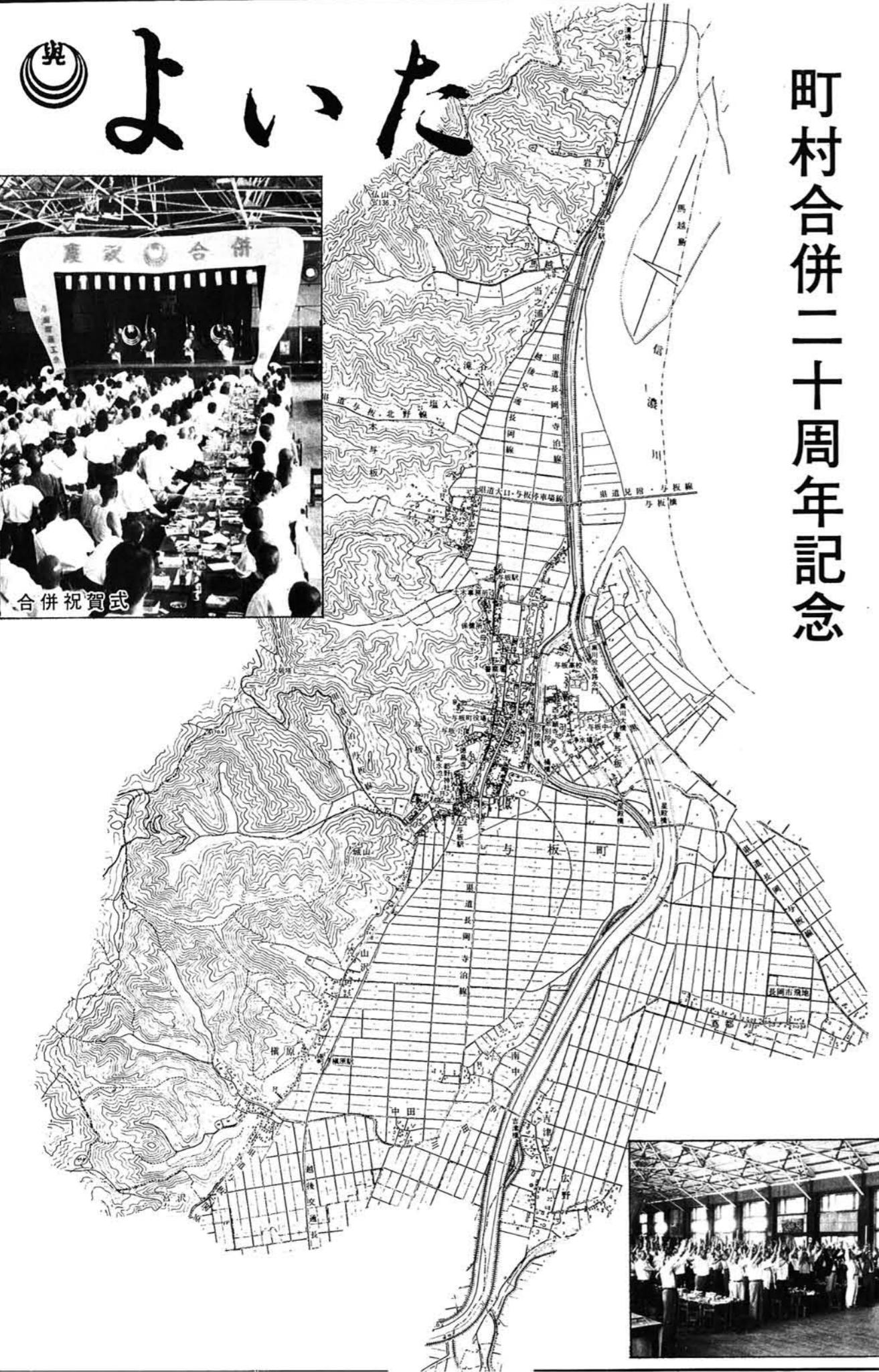
三月：越後交通軌道が廃止  
となる

四月：第六回町長選挙執行

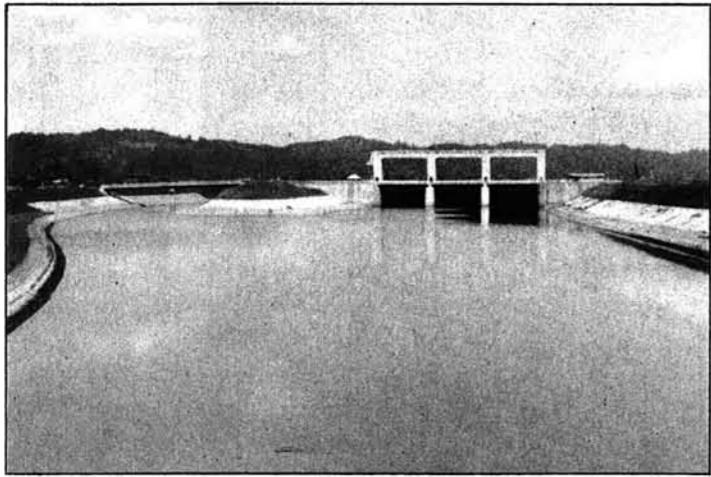
川上文平氏が就任

六月二十五日：合併二十周  
年記念式典を挙行

# 町村合併二十周年記念



[3]



よいた町だより 50. 6. 25発行

場に在る町村並に町村議会及各部落の当局者の心情は千万無量、まことに忍び難いものがあり、その苦惱は蓋し筆舌に尽し難いものがあつた筈であります。正に町村合併促進法が制定公布された昭和二十八年以後の数年間は、地方自治体にとっては、未曾有の変革期であり、地域的には血で血を洗う混乱期であつたと謂うことが出来ましよう。

しかしながら、自らの生

活共同体を、新时代に即応

した適正規模に改めること

が、向後繁昌を求めて久

遠に連なる子々孫々の、無

50. 6. 25発行

↑様相を一新した新黒川

←第2室戸台風による被害

昭和四十年  
建設

限の福祉に繋がる所以であるとの高邁な理念に徹して町も村もそれぞれの輝かしい伝統を捨て、特に大津村は村を二分するという非常手段をとつてまで、新与板町建設に一致の足並を揃わしめられたのであります。

あれから二十年、所謂新町建設の為の幾多の事業が着々として進捗し、町民の福祉も著しく増進いたしましたが、その間、多くの住民、多くの関係者が、或はその住居を他に移され、或は惜しくも物故せられる等、二十年という時の流れによるとともに難いもの転変は如何ともし難いも

のではあります、私は一般住民を含めた当事者各位のその御労苦と御決意には深甚なる敬意が表されて然ります。

私は二十年を迎えて往事を回顧して初心にかけり、曾つて幾多の苦悩と寂寥を克服した努力が価値あるものであり、且つ意義深いものであったことの立証が出来るよう、共に手を携えて与板町の伸展に努力すべきであると存じます。

各位の一層の御理解と御協力を切にお願い申上げる次第であります。

昭和四十二年  
完成

三月：水道町が誕生

一月：豪雪に見舞われ自衛隊が出動

四月：第四回町長選挙執行

内山大三氏が就任

一月：豪雪に見舞われ自衛隊が出動

三月：黒川小学校を与板小に合併

四月：母子健康センター建設

内山大三氏が就任

一月：豪雪に見舞われ自衛隊が出動

三月：黒川改修起工式を挙行

四月：岩方にし尿処理場が竣工

三月：水道町が誕生

一月：豪雪に見舞われ自衛隊が出動

三月：黒川小学校を与板小に合併

四月：母子健康センター建設

内山大三氏が就任